

それでは文書課長から内容について概略の説明をお願いします。

○説明員(柳田茂三郎君) それでは農林省設置法に基づきまして簡単に概略を御説明申し上げます。便宜この條章に従いまして簡単に申し上げて見たいと思ひます。

第一章の総則におきましては、主たる規定をいたしましては第三條において農林省の任務を掲げておるのでありますが、これは現在の農林省が農林省官制に基づいて行なつております任務をそのまま、外の省と通じまする準則に従ひまして或る程度や具体的に書いたものでございまして、それから第四條に規定しておりますのは農林省の権限でございます。これも大体現在の農林省官制によりまして、農林大臣が持つておられますところの権限を現状よりも詳細に規定をいたしたに止まるものでございまして、一つも新しい事項が入つておりません。

第二章は本省を規定いたしておりますのでありますが、そのうち第一節に相当いたしますところでは本省のうちの外局を除きました内部部局に関する規定をいたしております。第五條におきまして内部部局の構成を大臣官房の外に農政局、農地局、農業改良局、畜産局、蚕糸局のこの五局を置くというところを規定いたしております。この点は現状と大分違つておまして、現在は官房の外に内局といたしまして八局ありまして、その点につきましてはお手許に差上げてありますところの農林省関係官制及び分科規定、農林省法新旧対照表という別のちよつと部厚い印刷物がございますので、それをお開き頂きますと一番初めに農林省機構新旧対照

表というものが掲げてありますが、これを御覽頂きますと分るのでございまして、現行は先程申しましたように大臣官房の外に、この上の欄の現行機構というところに書いてありますように、総務局、農政局、開拓局、農業改良局、統計調査局、畜産局、蚕糸局、食品局、この八局が設けられております。そしてその内部部局の部といたしましては、農政局の中に農業協同組合、農地部の二部があります。開拓局には、庶務部、指導部、開拓計画部、建設部の四部が置かれております。それから農業改良局につきましては、経済研究部、技術研究部、普及部の三部が置かれております。それから畜産局には、競馬関係のみを所掌いたします競馬部が置かれております。

こういうふうな構成になつておるのでありますが、この今回の農林省設置法案に盛り込まれた機構といたしましては、この下の欄に新機構といたしまして、おられますように変つておるのでございまして、先ず第一点は、現在の農政局を廃止いたしまして、これを大臣官房に統合をいたしたのであります。併しながら、御承知のように総務局と申しますけれども、この総務局の所掌をいたしております現在の事務のうちには、御承知のように資材でありますとか、資金でありますとか、輸出入の關係でありますとか、そういうことに関しまして農林省としての全局に互に及ぶところの総合調整ということをやつておるのであります。資金なり資材なり等につきまして、統制経済というものが続けられます以上は、その事務を廃止するといふわけには参りませんのであります。そういうことによ

うな個々の事務が新しいの機構におきましては全部大臣官房に吸収をされるということになりまして、従来大臣官房が扱つておりました人事でありますとか、会計でありますとか、或いは法令關係でありますとか、そういうような個々の官房事務の他に、そういうような事務が入つて参るのであります。そこで非常に複雑な機構に実質はなります。そういう意味で官房を新らしく置きたいということになつたわけでありまして、

それから現在農地に関しまする行政が農政局の農地部と、開拓局の四部とにそれ／＼分割をいたしておるものでございまして、御承知のように農地改革につきましては一段落、或る意味では一段落をしたわけでありまして、今後既耕地のみならず未墾地につきましても一貫的に農地行政を進めて参りたいという考えからいたしまして、農政局にありまるところの農地部と開拓局を統合をいたしまして、新らしく農地局という一局を設けたい、そうして農政局で従来所掌しておりました事務の中で、農地部を除きますその他のものを以て農政局とする、こういうのが新機構の案でございます。そこでききさつから申上げますと、農政局には現在農業協同組合部といふものが実はあるわけなのであります。この農業協同組合の下には御承知の通り農業協同組合課といふ課と、最近農村工業課と改められた課とがあるものであります。これが今度の行政整理の關係で認められないということになつたわけでありまして、それから農地局につきましては、今も御説明申し上げましたように、現状から行きますと、五

部に分れて分掌いたしております事務が一局になるわけでありまして、農林省の当初の希望をいたしましては、せめて三部程度の部局が欲しいといふことを強く希望いたしましたのであります。ところが、諸般の事情からいたしましてそれが認められませんでした。一應内閣案をいたしましては、農地局に次長を一人置くということと部制を認められたいという結果になつております。それから農業改良局と統計調査局につきましては、これはそれ／＼御承知のごとく、非常に緊密な關係方面等の意向を反映して設けられました部局でありまして、農業改良局の一部に格下げになりという結果になつたわけでありまして、そこでそれとも一つ、まあ内部部局の部を成るべく減らして行きたいという趣旨からいたしまして、農業改良局の現在の経済研究部を技術研究部を一つにいたしまして、研究部ということにいたしました關係上、その二つの部が農業改良局の三部とどういふことにまあ縮小をせられましたわけでありまして、それから畜産局につきましては、これは大体現状通りであります。蚕糸局につきましては大体現状通りでございます。その次に食品局であります。これは御承知のように、現在主要食糧以外の食料品並びに油脂につきましては行政を統括いたしておるのでございまして、今度の行政整理で局を減らすという考え方もありまして、次の外局の食糧管理局を統合いたしまして食糧部の一局部とすると、こういうことで食品局といふものを廃止したわけでございます。

以上申上げましたような結果をいたしまして、五條に書きましては、本省の内部部局といたしましては、大臣官房の外に五局、そして部といたしましては、第五條の二項に書いておられますように、農業改良局に統計調査部、研究部及び普及部、畜産局に競馬部を置くということに相成りましたわけでございます。それから特別な職といたしましては、第六條に書いておられますように、先程申し上げました官房長と、農地局の次長一名の規定をいたしております。それから第七條以下は大臣官房初め五局のそれ／＼の所掌をいたしますところの事務を具体的に規定をいたしております。

次に二十二頁の第二節附屬機關に参りまして、農林省の内部部局の附屬機關といたして設置をいたしますものを規定いたしております。この規定は、第十三條に掲げてありますのはその全部でございますが、ここに挙げましたのは、農事試験場を初めとしたもので、現在すでにありますところの各種の試験場、研究所、それからそれ／＼に準じますところの検査所、検査所、それから茶原種農場、或いは種畜牧場、こういうものを規定をいたしてあります。これは以下の條文において詳しくそれ／＼規定をいたしてありますが、一々御説明を申上げる程のことではないように思ひます。現状と同じでございます。ただ種畜牧場につきましては、相當の整理をいたすということになつております。それから四十四頁の第三十四條でございます。それが今御説明をいたしました以外の附屬機關でございます。いわゆる大臣の諮問機關といたしまして、各種の審議会或いは調査会、審査

会というような名目のものでござい
ます。これもここにずつと掲げておりま
するが、すべて現在存しますうちど
うも今後も持続して置きたいとい
うもののみを厳選をいたしまして掲げ
ましたわけでございします。

次に四十七頁の第三節地方支分部局
でございします。本省の地方支分部局
は第三十五條に規定いたしております
るよう農地事務局と作物報告事務所
の二つでございします。第三十六條以下
に農地事務局の所掌事務とか、或いは
その名称位置という上のようなものを規定
いたしておりますが、これは御承知
の現状の農地事務局をそのまま規定を
いたしましてわけでございますので、
変更はございません。ただ第三十八條
で農地事務局に局長、官房の外に農地
部、開拓部、土地改良部の三部を置く
という規定をいたしておりますが、
これが若干現状の部局よりも数が少く
なっております。要つております点は、
その程度でございします。

次に第二款といたしまして作物報告
事務所を規定いたしておりますのであ
りますが、これは現在の作物報告事務
所の所掌をいたしております事務を
そのまま規定をいたしておりますわけ
でございます。これは向念のために若干申
上げて置きますと、作物報告事務所
はいわゆる統計調査局の下部機構とい
たしまして、御承知のような耕地面
積、それから農作物の作況というよう
なものの調査を初めといたしまして、
その他農家経済、或いは家計費調査と
かいろいろ、そういったような農村にお
きます統計的経済調査をやつておる
わけでございますが、申上げるまで
もなく他省の統計調査事務とは若干目

的を異にいたしております。御承知
の作物の事前割当の基礎であります
とか、或いは食糧の供出割当の基礎数
字でありますとか、或いは米價決定
の際の諸資料でありますとか、そうい
うような現実の行政上非常に重要な必
要を持つておりますところの資料が
すべてこの機関を通じて作られて行く
という、そういう任務と仕組みになつ
ておるわけでございます。

次に第三章に掲げておりますのが
農林省の外局でございします。農林省の
外局といたしましては、第四十三條に
規定をいたしますように食糧廳と林
野廳と水産廳、この三つでございします。
第一節において食糧廳のことを詳細に
規定をいたしております。勿論食糧廳
の権限、所掌事務というものは、現在
の外局でありますところの食糧管理
局が所掌をいたしております事務
と、先程申し上げましたように食品局が
現在所掌をいたしております事務を
附け加えて、そして食糧廳とい
う主食のみならず、食糧全般におきま
する問題をこゝで取扱うということに
改めましたわけでございます。食糧廳
の部局といたしましては、第四十六條
に規定をいたしておりますように総
務部、食糧部、食品部の三部を設置す
ることになつておりますのであります
が、これは先程もよつと御覧を願いま
した分厚い方の資料と比較を御覧願
いますと分りますように、食糧管理
局は現在総務部、総務部、業務部の三部
から成つております。それに食品局で
來やつておりますところ、更に附加
つて参りますわけ、当初農林省と
いたしましては、この食糧管理の現在
の三部に加えて食品局を食品部と

いたしまして四部を希望いたしました
けれども、整理という観点からいたし
まして食糧廳においては一部を縮小す
ると、こゝういふ方針に相成りましたの
で、現在の食糧管理の総務部、総理
部というものを総合合併いたしまし
て、新しい機構においては総務部と
名付けると、こゝういふことに決定を見
ましたわけでございます。そこで総務
部の事務は現在の総務部を合せてや
るといふことが実現したわけであり
まして、それ以外事務部につきまして
は以上申し上げた通りでございします。
それから五十五頁の第三款に食糧廳
の附屬機關の規定をいたしております
す。これは食糧研究所と食糧管理講習
所でございまして、食糧研究所は、現
状通りのやつておりますことを規定
いたしておりますが、食糧管
理講習所は從來こゝういふふうなつぎ
とした規定がなかつたのでござい
けれども、御承知のこゝういふふうな重
要な仕事に従つております職員に資
質を高めて行くという観点から、こゝ
ういふものを置きたいということにな
りましたわけでございます。

それから第四款の地方支分部局は、
食糧廳の支分部局といたしまして食糧
事務所の規定をいたしております。食
糧事務所は御説明するまでもなく、十
分御承知を願つております仕事をして
上げることが必要でないと思ひます。
次は五十九頁に参りました林野廳で
ございします。第二節において林野廳
の規定をいたしております。こゝでは
第五十九條で林政部、指導部、業務部
という三部を置くことにいたしまし
て、以下その事務の内容を規定いたし

ておりますが、現在の林野局の部制と
若干異なつております。と申しますこ
とは、現在は國有林野と民有林野とい
うのが機構上において嚴格に区別をさ
れておるのであります。今度の案に
おきましては成るべくその点につきま
して、こゝういふような國有林野とい
うことのないようにしたいという趣旨
と、もう一つは農業の分野におきまし
て、農業改良局がやつておりますよ
うな、ああいつたような試験、研究の
整理、統合、その有機的な運用により
まして、それを行政の面に活かして行
きたいというふうな思想、これがやは
り今度新しく設けました指導部の中
にこゝういつた思想をとり入れて、山林
の面におきましてはややこしい活動
がしたいという氣持と、この二つから
だけであつて、所掌事務といたしま
しては現状と大差がないのでござい
ます。それから第三款に林野廳の附屬
機關として、林業試験場の規定をいた
しております。それから第六十四條で
各種の審議会、審議会といふものを規
定いたしておりますが、これはい
れも現状をそのまま規定をいたしま
してございします。それから第四款に
おきまして林野廳の地方支分部局とい
まして営林局、営林署、木炭事務
所、この三つを規定いたしております
が、これはいづれも現在の機關でござ
いまして、現状と変更はございませ
ん。

それから第三節は水産廳であります
が、これは御承知の水産廳設置法と
いうのが別に定められておりますの
で、それに従つてこゝういふ規定して
おります。それから七十五條で農林省

所管の公園の規定をいたしてござい
ます。これは現状でありまして、この五
公園をどういふふうな整理、統合する
かという問題は、別に本國会におきま
して御審議を願うことになつてござい
すので、そちらに譲つておるわけで
ございします。以上が農林省設置法案の規
定をいたしました内容の、大体あらま
しでございします。

それからもう一つの方の農林省設置
法の施行に伴う関係法令の整理に關す
る法律案の方につきましては、これは
主として水産廳關係の問題でござい
ますが、この第一條は、從來漁網の所
管は御承知の通り商工省にあつたので
ありますが、今度商工大臣と農林大臣
の話し合ひによりまして、漁網の生産を
農林省の所管に移して頂くということ
に話し合ひがまとまりましたので、そこで農
林省に漁網の生産所管が移るよ
うにこゝういふ趣旨の規定であります。第二條
の「水産廳に次長一人を置く。」とい
うのは、現在もございしますが、これは
水産廳の設置法に伴います施行令で規
定をいたしておりますが、今度の組織
法によりましてこゝういふものはすべ
て法律の規定を要することに相成りま
したので、政令を法律の規定に改めた
というに過ぎないのであります。それか
ら水産廳の附屬機關を次の第七條の二
に挙げてありますように水産研究所、
日光養魚場、水産講習所というよ
うに改めてありますが、その次に規定を
いたしております水産研究所、これはや
はり先程農業改良局なり或いは林野廳
の際に申し上げましたような水産の試
験、研究といふものを、直接行政の役
に役立たせたい、そして変更をし
たいといふので詳細に規定をいたした
わけでありします。

第三十二部 内閣・農林連合委員会案第一号 昭和二十四年五月十二日【公報】

その他は特に御説明を申し上げること
もございませんが、第二條において
は、これは「中央農地委員会」を「中
央農地委員会」に改めるといふ規定
であります。これは内容が異なるわけ
ではございませんので、御承知のよう
に行政府組織法によりまして、委員会と
いふものは外局たる行政機関であるとい
うような規定になりましたので、「中
央農地委員会」を「中央農地委員会
議」とたゞ名称を改めるといふことに
相成つたわけでありまして、三條以下は
おきましては大体今度の設置法に伴い
ましてどうしても整理をしなければなら
ない分の整理をいたしたのであります
して、くどく申し上げる必要もないと
思ひます。甚だ簡単であります。以
上で大体の説明を終ります。

○委員(河井廣八君) これより御質
疑を願ひます。先ず農林大臣が御出席
でありますから、農林大臣に対する主
要なる事項について御質疑なり、御意
見の御発表を願ひます。

○補見委員 農林委員会といたしま
して結論に達しました意見をこの際内
閣委員の方々の御参考になし上げて置
きたいと思ひます。実は農林省の設置法
につきましてはかねて私共農林委員会
といたしましても極めて重大な関心を
持つておりまして、従つてこの問題に
つきましてはかねて検討を続けておつ
たのであります。昨日の委員会にお
きましてこの問題について農林当局か
らの説明も聴取し、又委員会といたし
まして大体の方向を定めまして、こ
の連合委員会における審議をできるだ
け時間的にも省略できるようにとの趣
旨を以ちまして、その結果取極めた意
見を申し上げて見たいと思ひのでありま
す。

向私から代表して申し上げますが、
申し渡れをしておることがございます
れば、後程又他の農林委員の方からも
御説明があることと存じます。

大体農林委員会として達した結論
は、機構の問題と定員の問題がありま
す。定員法はまだこの委員会でも内閣
委員会におかれても御審議に相成つて
おらんようでありまして、抽象的の
ことに宜りますので、これは後程申上
げたいと思ひます。最初に機構の問題
につきまして、私共は大体三つの点に
おいてこの法律案を修正したいとい
ふ。いづれ又詳細に書き物にいたし
まして内閣委員長のお手許に差上げた
いと存じておりますが、本日は口頭を
以てその概略の結論を御報告いたしま
す。

最初の問題は農政局に協同組合部を
従来通り設置するといふことでありま
す。その理由を簡単に申し上げます。御
承知のように農地改革によりまして、
農村の民主化といふことが、或いは経
営の改善と申しますか、生産の維持振
充と申しますか、今後の農業経営の改
善の基盤が先ず農地改革によつて荒削
りながら基礎付けができたのでありま
す。その基盤の上に立つて、今申し
ますように今後の新しい農業なり、
農村を築いて参ります上においては、
協同組合の活動といふことが非常に重
要になつて参るのであります。従つて
そういう意味からいたしまして、関係
方面からの希望もあり、又内地の従来
の官も亦民の方におきまして、強い
希望をいたしまして協同組合部が農
政局に設置され、その下に協同組合と密
本来的仕事、そして又協同組合と密

接不可分であり、將來の農村建設のた
めに特に必要な農村工業の仕事がこの
農業協同組合部において所掌されるこ
とになつたのであります。特に最近の
農村の事情を考へて見ますと、私共こ
れは言葉は適当でないかも知れませ
んが、農村は今日においてこの恐慌態
勢を打開し又防衛するにあつたれば経
済自立も勿論のこと、農村自体は正に崩
壊しつつある現状からいたしまして、
どうしてもこの協同組合を中心とした
防衛態勢の確立をやつて行かなければ
ならん、こういうことを確信いたして
おる際に、その専門の部がなくなり、
そして非常に忙し農政局長が他の
所掌事務と同様のウエイトを持ち、或
いは又その片手間にやれるようなこ
とになりまして、協同組合運動又延
いて農村の防衛といふものは非常に危
い、状況に陥ることを深く憂うので
あります。この意味から従来同様に
協同組合部を農政局に設置いたした
い。そのためにこの設置法案を修正し
たい、こういう結論に達したのであ
ります。

それから第二の点は農地局に部を置
く、概ね三部設置いたしたい、こうい
うのであります。これは只今農林省の
文書課長から御説明があつた通り、現
在農地に関するものは五部十六課の事
務があり、この新しい農地局に統合
されることになるのであります。勿論
参議院といたしましては行政組織法を
設置する際に内局における部、或いは
部長制度といふようなものについて
は、原則としてはこれを認めないとい
ふにしたい、こういう意向であること
は私共も十分承知いたしておるのであ
ります。併しこの農林省設置法の第一條

に規定してありますように、この設置
法はその所掌事務を能率的に遂行する
に足る組織を定めることを以て目的と
いたしてゐるのであります。従つて現
在の五部十六課に相当する事務量が一
つの局に統合されて、そして更にこ
の法律の第一條に狙つてゐるような能
率的に遂行するに足る組織として、こ
れを施行し得るや否やといふことにな
りますと、誠にその点においては危惧
の念なきを得ないものであります。こ
れは顧みて他を申すようでありませ
んが、外局である林野廳、或いは
食糧廳、水産廳、こういうようなこ
ろはそれ、部制が設けられておるの
であります。今日は御承知のように内
局と外局との分化と申しますか、内局
と外局を分ける基準といふものが昔の
ように、例えば特別会計であるとか或
いはその外の理由というやうなもの
が昔はつきりしておりましたが、最近
はそういう点はつきりいたしてあり
ません。ただ仕事の便宜のために外局
と内局が設けられておるといふやうな
感が深いのであります。従つて今申し
ますように、外局における水産廳は長
官の下に次長があり、そして又その下
に三部がある。こういうものとの比較
而も仕事の分量から申しますと、現在
の外局の仕事の分量と新しい農地局
の仕事の分量から申しますと、殆んど
問題にならん程の多量の事務分量を農
地局は擁してゐるのであります。一般
の農地のいわゆる農政の根本である農
地行政、そして又増産に必要な土地
改良の仕事、又新しい農地の造成に
関する仕事、こういうやうに非常に大
な仕事を現在十六課で取扱つておる

のであります。原案によりまして、部
制を設けない代りに次長を設けるとい
う案になつておりますが、実は次長と
いふのは總括的の仕事として殆んど長
官と局長と重複するやうな役目であり
まして、従つてこの第一條に書いてあ
るやうな能率的に事務を運営して行く
という建前からいたしまして、むしろ
原案の次長制度を廢めて、部制で少く
とも三部程度のものを設けることが眞
に能率的にやつて行けるゆゑでな
いか、こういうやうな結論に達しまし
たので、この農地局に對しましては、
三部を設けたい、こういうことであり
ます。

それからもう一つは今の出先機関の
問題に關連しての点であります。農
林委員会といたしまして達しました結
論は、すべての方の完全な意見の一致
を見まして、資料調整事務所を廢して
おきたい、こういうことであります。
この問題につきましては、詳しく申上
げるまでもなく、この内閣の委員会に
おかれまして、先般証人喚問をいた
された後、いろいろ事情を御聴取に
なつたと思ひますので、詳しいことは
省略いたします。ただこの際申し上げ
て置きたいことは、一部の仕事は府縣
廳に行き、特に移管の困難な仕事は農
林省に存置して、これを食糧事務所
において取扱はせるといふことであり
ました。全体的に見まして仕事自体は必
要なものでは残るのであります。而もそ
の一部分が食糧事務所に行くといふこ
とになりますと、これは後程も申し上げ
ますが、現在食糧の管理行政だけで精一
杯だと考へておるのです。従つてそこ
にこの資料調整の非常に困難な、又複
雑な仕事が入り込むといふことは、そ

難な仕事が入り込むということは、そ

水産廳は第二國會におきまして協
されましてでき上つたのであります。
その際農林大臣は委員余においても
會議においても、この水産廳設置は
確省設置の前提であるということとを
されました。近いうちに水産省に昇
するのであるということとを再々言明
しました。とき恰も現内閣におきま
ては人員の整理をされておる。こう
う場合に出席しまして誠に水産委員
としては申しにくいことであります
けれども、この問題は長い間の懸案で
りまして、曾て衆議院におきまして
議案並びに建議案として、この水産
設置が商場一致を以て議決されたこ
が救回あるのであります。その他斯
並びに國民一般の世論もそこにある
かように思ふのであります。森農林
臣の御盡力によりまして水産廳は股
拡大強化いたしましたので、魚類の生産

そういう情勢の下において、農地局の中で特に開拓という部だけを設けては、そういうような懸念があると思ひます。協同組合部におきましては、後へ戻りますが、むしろそういうふうな一本筋でやつて貰わなければ、農事はだめになり農村はだめになるから、特に協同組合の部を設けて貰いたいというのでありますが、開拓部はおつしやる通りだと思ひます。従つて私共の主張いたしますのは、農地局のうちで特に一つの開拓部を設けるといふことでなくて、農地行政の建設面、管理面、或いは計画面、こういうふうな面において、それ／＼の荒削りをなし得る所を設け、尙現在の十六課の仕事をするというもので一應荒削りするには、局長が統轄して行く、丁度大臣が各局長を通じて農林省全体の極めて複雑な仕事を統轄して行くように持つて行きたい、こういう趣旨であるのであります。従つて先程農林大臣のおつしやつたことについては私共は同意することができないのでありますが、農林大臣自身におかれましては、尙よく御検討を頂きたいと思ひます。

○委員長（河井彌八郎） ちよつと農林委員長に申し上げますが、衆議院からたびたび農林大臣に催促が来しましたから、今退席されますから……。それでは時間が来ましたから、これで散会いたします。

午前十一時五十九分散会
出席者は左の通り。

内閣委員
委員長 河井 彌八君
理事 カニエ邦彦君
中川 幸平君

委員 河崎 ナツ君 城 義臣君 佐々木龍藏君 岩本 月洲君 三好 始君 楠見 善男君 農林委員 委員長 理事	委員 石川 進吉君 藤野 繁雄君 大島農夫雄君 門田 定藏君 北村 一男君 星 一君 赤澤 與仁君 加賀 操君 徳川 宗敬君 山崎 恒君 板野 勝次君 岡井 淳一君 岡村文四 君 委員外議員 水産委員長 木下 辰雄君 國務大臣 農林大臣 森 幸太郎君 政府委員 農林政務次官 池田宇右衛門君 説明員 農林事務官（大臣官房文書課長） 細田茂三郎君				
--	--	--	--	--	--